



発行所
 一般社団法人平塚青色申告会
 平塚市西八幡 1-1-27
 TEL.0463(25)3125
 FAX.0463(25)3135
 発行責任者 会長 堀井 元祥
 編集責任者 広報委員長 笠井 一榮

令和2年度記帳確認会日程表

本部	月	日	曜日	午前9:30~11:30 (受付時間)	午後1:30~3:30 (受付時間)
	11	4	水	神田公民館	
6		金	旭南公民館		
部	月	日	曜日	午前9:00~11:30 (受付時間)	午後1:00~3:30 (受付時間)
	10	19	月	(一社)平塚青色申告会 2階	
	5	5	金		
11	13	金			

※同日程のBRA決算準備会は予約制です。対象者には後日おハガキでのご案内を送付致します。

伊勢原支部	月	日	曜日	午前9:30~11:30 (受付時間)	午後1:00~3:30 (受付時間)	
	11	10	火	伊勢原市商工会 3階記帳指導室		
		11	水			
12		木				

秦野西支部 ・ 秦野支部	月	日	曜日	午前9:30~11:30 (受付時間)	午後1:00~3:30 (受付時間)	
	10	13	火	秦野商工会議所 2階事務所		
		14	水			
15		木				

大磯支部	月	日	曜日	午前10:00~12:00	午後1:00~4:00
	11	6	金	月 京 会 館	
10		火	大磯町商工会館		

二宮支部	月	日	曜日	午前9:00~12:00	午後1:00~4:00	
	11	10	火	二宮町商工会館		
		11	水			
12		木				

○当日ご持参して頂く書類等・元帳又は現金出納帳・経費帳・その他現在記帳されている帳簿類
 30年度、令和元年度決算書・確定申告書の控え・専従者給与の届出書の控え・その他必要と思われる書類
 ※【ブルーリターンA利用者は本部（平塚）事務所へPC本体又はバックアップしたUSBメモリ等】をご持参ください。ブルーリターンA以外のソフトをご利用の方は仕訳帳等、帳簿を印刷するかPCをご持参ください。

- ☆☆☆☆☆ 記帳確認を受けられた会員様には☆☆☆☆☆
 ●「記帳確認証」を発行致します
 ●申告時に「記帳確認証」を提示していただき、税務署へ提出する令和元分青色申告決算書に「記帳確認済み」のスタンプを押印いたします（パソコン利用者は、決算書3ページの特殊事情欄に《青色申告会記帳確認済》と印字いたします）

令和2年度10月・11月記帳確認会のご案内

各会場とも、土曜日・日曜日・祝日はお休みとなります



着任挨拶

平塚税務署長 笹崎 浩孝

残暑の候、一般社団法人平塚青色申告会の皆様方におかれましては、益々御清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、東京国税局調査第三部より着任いたしました笹崎でございます。平塚税務署の勤務は、課長補佐として平成11年7月から2年間勤務しており、再び勤務できることをたいへん光栄に存じます。前任の武田署長同様よろしくお願い申し上げます。

堀井会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、青色申告制度の普及・育成と納税道義の高揚を図るため、さまざまな税に関する啓蒙活動を実施され、適正申告の推進やeTaxの利用促進など多大なる御支援と御協力をいただいております。

特に、令和元年分の確定申告期におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申告書作成会場の「青色コーナー」の設置期間を短縮することとなりましたが、従事された指導員の皆様方には親切かつ丁寧な指導をしていただき、その御尽力に深く感謝と敬意を表する次第でございます。

さて、令和2年分の確定申告から65万円の青色申告特別控除額の適用要件に「eTaxによる申告又は電子帳簿保存」が追加されております。私どもといたしましては、昨年10月に実施されました消費税の軽減税率制度の定着に向けた取り組みと共に、青色申告特別控除額の適用要件改正につきましても引き続き周知・広報に努めてまいります。

一般社団法人平塚青色申告会の皆様方におかれましても、税務行政のよき理解者として、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げますと共に、eTaxの利用促進に、会一丸となって取り組んでいただきますよう御期待申し上げます。

結びにあたりまして、一般社団法人平塚青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

平塚税務署人事異動報告

七月十日付で定期人事異動がありました
(敬称略)



副署長
永吉 太



副署長
稲垣 貴之



総務課長
古谷 嘉康



個人課税第一部門
上席国税調査官
對馬 美由紀

留任された方

(敬称略)



個人課税第一部門
統括国税調査官
村上 紀子

当会の新型コロナウイルス 感染拡大防止の対応について

当会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、下記の通り拡大防止の対応の上、営業を行っています。また、ご来所される会員の皆さまにも下記の通りご協力をお願いしております。会員の皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご協力の程お願い致します。

職員、指導員のマスク
着用の実施



飛沫防止対策としてアクリル板、ビニール仕切りの設置



アルコール消毒液の設置
と検温の実施



定期的な換気、手を触れる
場所の消毒の実施 等



会員の皆さまへお願い

- ・混雑回避の為、来所の際は事前のご連絡をお願いします。
 - ・来所の際はマスクの着用、咳エチケット、ソーシャルディスタンスの確保等、感染予防対策への協力をお願いします。
 - ・来所時に検温をお願いしております。
 - ・手洗いと消毒のご協力をお願いします。
 - ・筆記具のご持参をお願いします。
 - ・ブルーリターンAの指導相談は青色申告会のパソコンで行います。来所の際はデータをバックアップしたUSB等をご持参ください。
- ※本部（平塚）以外の各支部は各商工会、商工会議所の対応に準じております。

令和2年分から65万円の 青色申告特別控除額の要件が変わります!

令和2年分以降も65万円控除を受けるには従来の要件に加え、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。（要件を満たさない場合には、55万円の控除となります。）

☆**e-Tax（電子申告）を利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。**

- ・今までブルーリターンAで65万円控除を受け、e-Taxを行っている方は令和2年分以降も65万円の控除が受けられます。
- ・当会でやっている代理送信は申告書のみe-Taxしている為、令和2年分以降は55万円控除となります。

☆**電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ電子帳簿保存の承認申請書を税務書に提出する。**

※当会で販売している会計ソフト『ブルーリターンA』は電子帳簿保存法に対応しています。

○対象者…会計ソフト（ブルーリターンAなど）をご利用の方。

※ブルーリターンA以外のソフトの対応状況は製造元へお問い合わせください。

○申請期限…令和2年分に限り、令和2年9月30日まで。

※原則は、備付けを開始する日（1月1日）の3か月前（前年9月30日）まで

新型コロナウイルスに関する個人事業主支援について (一部紹介)

給付金	持続化給付金 (申請期限： 令和3年1月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ・給付額…個人事業主の場合は上限100万円 ・給付条件…2020年1月以降、前年同月比で売上が50%以上減少した月がある(原則) ・算定方法…2019年の年間事業収入ー設定した前年対象月の月間事業収入×12＝給付額(上限100万円) ・申請方法…専用ホームページからオンライン申請のみ 必要書類…確定申告書類(2019年分の決算書、申告書)、2020年の対象月の売上台帳、本人確認書類の写し、通帳等の写しetc 	中小企業庁の 専用HP https://www.jizokuka-kyufu.jp/
	New 家賃支援給付金 (申請期限： 令和3年1月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ・給付額…個人事業主の場合は上限300万円 ・給付条件…事業所などを賃借する事業者で、2020年5月～12月で、1か月以上前年同月比で売上が50%以上減少した月がある。又は連続する3か月で前年同月比の売上が30%以上減少している者 ・算定方法…賃料×2/3×6か月×月額賃料37.5万円以下の場合 ・申請方法…専用ホームページからオンライン申請。又はサポート会場(完全予約制) 	経済産業省の 専用HP https://yachin-shien.go.jp/index.html

※詳細については同封の

『BLUE RETURN 2020.8月号 (Vol.808)』をご参照下さい。

また、(一社)神奈川県青色申告会連合会ホームページ

(<https://aoiro-kanagawaken.or.jp/archives/1268>)

にも支援一覧が掲載されております。併せてご参照ください

全青色傷害保険・疾病入院補償

12月1日加入分の申込受付中です

- ・全青色傷害保険…同封の案内兼申込書からお申込み下さい。
- ・疾病入院補償…当会にご連絡下さい。申込書を郵送致します。

第三十回 理事会 結果報告

協議事項

- 一 会費滞納者について
- 二 規程の見直しについて
- 三 コロナ下での会員指導・会の運営体制について

提案された議案は全て承認可決されました。

なお、協議事項一「会費滞納者について」の承認可決により一年以上の会費未納者につきましては当会規程に従い、八月末までに会費納入を頂けない場合は退会の意思を確認のうえ退会手続きを取らせて頂く事となりました。対象の方には既に郵送でご連絡をお送りしておりますので、必ずご確認下さい。

○引き続き会員の継続を希望される方
↓未納分の会費を至急納入して下さい。

○退会を希望される方
↓当会にご連絡下さい。未納分の会費を納入の上、退会手続きを行います。

本部行事中止のお知らせ (本部旅行・会員研修会)

毎年、テーマを決めて開催しております会員研修会、並びに会員の皆さまからご好評を頂いております本部主催のバス旅行につきまして、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とさせて頂く事となりました。

毎年楽しみにして頂いている会員の皆さまには大変申し訳ありませんが、何卒ご理解頂けますようお願い致します。 税制委員会委員長 河西紀彦

会費納入日のお知らせ

令和2年10月20日(火)

納入額：¥9,000円

(月額1,500円)

期間：令和2年10月から

令和3年3月分まで

*口座振替の方は口座残高のご確認をお願いします。